

議第50号

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

防疫等作業手当を支給するため改正しようとする。

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和53年高山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="247 443 339 477">附 則</p> <p data-bbox="188 555 790 640"><u>この条例は、昭和54年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="890 443 983 477">附 則</p> <p data-bbox="842 499 1010 533"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="805 555 1439 640">1 <u>この条例は、昭和54年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="842 663 1439 748"><u>（新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例）</u></p> <p data-bbox="805 770 1439 1352">2 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者を受け入れる病院、宿泊施設その他市長が必要と認める区域において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、別表に掲げる防疫等作業手当は支給しない。</u></p> <p data-bbox="805 1375 1439 1733">3 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>

改正前

改正後

別表（第2条関係）

別表（第2条関係）

種類	手当の支給を受ける職員	手当の額
(1)の部・(2)の部	(略)	
(3) 医師手当	アの項～ウの項 (略)	
	エ 特別加算	市長が別に定める額
(4)の部・(5)の部	(略)	

種類	手当の支給を受ける職員	手当の額
(1)の部・(2)の部	(略)	
(3) 医師手当	アの項～ウの項 (略)	
	エ 特別加算	市長が別に定める額
(4) 防疫等作業手当	ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）が発生し、又は発生のおそれのある場合において感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員（医師の職にある職員を除く。）	1日 290円
	イ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザその他市長がこれに相当すると認める家畜伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却又は埋却、畜舎等の消毒その他市長が必要と認める作業に従事した職員（獣医師の職にある職員を除く。）	1日 380円（著しく危険であると市長が認める作業に従事した場合にあっては、当該額に100分の100に相当する額を加算した額）
(5)の部・(6)の部	(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。